

社会福祉法人一期一会福祉会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一期一会福祉会（以下、「当福祉会」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び第22条（役員の報酬等）の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会の決議により選任された理事長を除く役員のうち、当福祉会を主たる勤務場所として週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事長及び常勤役員以外の役員をいう。

(報酬の支給)

第3条 当福祉会は、役員及び評議員の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬は月額とし、別表1に定める報酬月額を、役員への年度支給総額20,000,000円の範囲内で、評議員会において決定する。なお報酬月額には、役員賞与が含まれる。
- 3 理事長及び常勤役員が職員と兼務するときは、報酬月額は支給せず、職員給与を当福祉会給与規程に基づき支給する。
- 4 理事長、常勤役員及び非常勤役員に対して、理事会及び評議員会への出席の都度、手当として月額10,315円を支給する。但し通勤に要する費用を含むものとし、又同一日に開催される理事会及び評議員会に出席したときは、重複して支給しないものとする。
- 5 評議員の報酬は、定款第8条に定める年度支給総額の範囲内で、評議員会への出席の都度、手当として月額10,315円を支給する。但し通勤に要する費用を含むものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長及び常勤役員の報酬は、当福祉会就業規則に定めた職員への給与支給と同一日に支給する。但し理事会及び評議員会に出席時の報酬は、その都度支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会への出席の都度支給する。

(就任又は退任時の報酬)

- 第5条 月の初日以外の日において、新たに選任された理事長及び常勤役員に支給する当月分の報酬額は、第3条に基づいて定める額を、当該月の日数で除して得た額に、その者が就任した日から月末までの日数を乗じて得た額とする。
- 2 理事長及び常勤役員が退任又は死亡した時は、当月分の報酬額は、第3条に基づいて定める額とする。

(通勤手当)

- 第6条 理事長及び常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。
- 2 通勤手当の額は、当福社会給与規程により算定した額とする。
- 3 通勤手当は、第4条に規定する方法にて支給する。

(費用の弁償)

- 第7条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 2 費用の弁償額は実費とし、役員及び評議員は証拠書類を添付して請求しなければならない。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む事ができる。

(公表)

- 第8条 当福社会は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(変更)

- 第9条 この規程を変更する必要がある場合は、評議員会の承認を受けなければならない。

附則

この規程は、平成29年6月11日から施行する。

別表1 理事長及び常勤役員報酬月額

号俸	月額支給基準額
1号	100,000円
2号	200,000円
3号	300,000円
4号	400,000円
5号	500,000円
6号	600,000円
7号	700,000円
8号	800,000円
9号	900,000円
10号	1,000,000円